

平成25年11月7日

部等の長 様

副 市 長

平成26年度当初予算編成方針（依命通達）

このことについて、いわき市財務規則第11条の規定に基づき、現段階における国の景気や財政、地方財政及び福島県財政の見通しの上に立って、別紙のとおり「平成26年度当初予算編成方針」を定めたので、命により通達する。



平成25年11月7日示達

# 平成26年度 当初予算編成方針

いわき市



# 平成26年度当初予算編成方針

## 1 本市財政を取り巻く状況

### (1) 国の景気・財政の状況

国が公表した10月の月例経済報告によると、我が国の景気は、現在、緩やかに回復しつつあるとし、先行きについては、輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現するなかで、家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される。しかしながら、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっているとしている。

また、「当面の財政健全化に向けた取組等について－中期財政計画－」（平成25年 8月 8日閣議了解）によると、我が国の財政は、人口高齢化等の要因によって歳出の増加が続く中、リーマンショック後の経済危機への対応、東日本大震災への対応等が重なって、近年著しく悪化が進み、債務残高はGDPの倍程度までに累積するなど、極めて厳しい状況にある。また、平成27年度までにおいては、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、要求時点から施策の優先順位を洗い直した上で、無駄を最大限縮減しつつ、税収等の動向も踏まえ、優先度の高い施策について重点化を図ることとしている。

さらに、地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。

### (2) 福島県の平成26年度当初予算編成方針

福島県の平成26年度当初予算編成方針においては、歳入では、消費税率引上げのほか、復旧・復興関連需要の持続や生産活動の回復等の影響により県税収入は増額が見込まれるものの、国の概算要求での地方交付税総額は減額となっており、依然として、一般財源の確保は厳しい状況であるとしている。また、歳出では、復興・再生の進展に伴う財政需要の見通しが流動的である中、復興に向けて必要な事業量に見合う財源確保が課題であるとともに、消費税率・労務単価の引上げや社会保障制度改革に伴う影響等による増加が見込まれるとしている。

このような財政見通しを踏まえ、予算編成方針の基本的な考え方として、「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」の実現に向け、13の重点プロジェクトを中心に、人口減少や高齢化社会の課題への対応を始め、被災者の生活再建、風評対策、医療・再エネ拠点整備を契機とした産業集積、ふるさと帰還の環境づくりなどの視点から選定した事業に最優先に予算配分を行うこととし、その他の事業については、限られた財源の重点的、効果的な活用に向け、ゼロベースから事業の必要性・優先度を十分に検証し、事業の廃止・統合を図ることなどを定めている。

### (3) 本市の平成26年度の財政見通し

本市における平成26年度の財政見通しは、地方財政対策等の詳細が明らかでない現段階において、的確に予測することは困難であるが、歳入面では、復興需要等を要因として市民税が回復基調にあるものの、固定資産税は依然として低い水準にとどまっております。普通交付税による補てん措置を勘案しても、なお、一般財源の確保が厳しい状況にある。

一方、歳出面では、公債費は減少傾向にあるものの、消費税率や電気料金の引上げ、労務単価の上昇、社会保障関係経費の増加のほか、復興への最優先の取組みと再生に向けた新たなまちづくりを進めるためには、多額の財政需要が見込まれることから、大幅な財源不足に直面し、財政調整基金等を取り崩して対応せざるを得ない状況となっている。

また、地域経済の動向や税制改正などの今後の国等の動向によっては、更なる収支不足が発生する可能性もあり、財政収支の見通しは、予断を許さない状況となっている。

## 2 平成26年度予算編成に係る基本的な考え方

平成26年度は、5年間の復興事業計画期間の4年目となる。平成25年度は、市内の各地で槌音が響き渡る『復興事業元年』として、過去最大規模となる当初予算を編成するなど、復興の加速化を図ってきたところである。

このため、平成26年度の予算編成にあたっては、これまでの取組みを更に推進することにより、復興と再生を市民が目に見えるかたちで実感できるようにしていく必要がある。

そこで、厳しい財政状況の中、新・市総合計画基本構想に掲げる「めざしていく『いわき』の姿」の実現を目指し、市民福祉の増進と将来世代への責任を同時に果たすため、次の3点を基本方針として、復興・再生への取組みと財政の健全化との両立を図ることを基本として、予算編成に取り組むこととする。

### (1) 基本方針 ～復興と再生を目に見えるかたちに～

復興と再生を目に見えるかたちにしていくことを行動理念として、平成26年度当初予算編成の基本方針を次のとおりとする。

① ふるさといわきの力強い復興の実現に全力で取り組む

② 未来のために、明るく元気なまちづくりの推進を図る

③ 将来にわたり持続可能な行財政運営の確立を目指す

※ なお、将来にわたり持続可能な行財政運営の確立を目指すため、新・市総合計画後期基本計画に掲げた財政目標（基金保有額、市債残高）の達成に取り組む。

## (2) 具体的な取組み

基本方針に基づき、次のような具体的な取組みを行う。

### ① 復興を最優先、あらゆる方策で財源を確保

- ◇ ふるさといわきの力強い復興に全力で取り組み、一日も早く復興を成し遂げるため、市復興事業計画に基づく施策・事業に最優先で予算を配分する。
- ◇ 東日本大震災復興交付金や福島定住等緊急支援交付金などの復興メニューを効果的に活用するとともに、復興基金の取崩しや緊急防災・減災事業債など復興に係る様々な財政措置の活用を図るなど、あらゆる方策を講じて財源を確保する。

### ② まちづくり予算の重点化、各部の主体的な取組みを推進

- ◇ 未来のために、明るく元気なまちづくりを推進するため、「医」「職」「住」に加え、「子育て」「教育」に関する喫緊の課題への対応などはもとより、既存の施策であっても、その優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。
- ◇ 市民サービスの現場にある各部等は、これまでの事業成果を自ら検証（セルフレビュー）し、市民の声を適切に反映することにより、時代に即した行政課題や多様化・複雑化する市民ニーズを的確に捉えた事業の再構築に主体的に取り組む。

### ③ 復興・再生と財政の健全化を両立

- ◇ 将来にわたり持続可能な行財政運営の確立を目指し、復興・再生と財政の健全化の両立を図るため、施策・事業の予算化に際しては、職員一人ひとりがコスト意識をもって従来の発想にとらわれず、必要性、有効性、経済性、効率性などについて、ゼロベースの観点から十分に検証し、改善や見直しを徹底的に進める（施策や事業の見直しの徹底）。
- ◇ 新規事業や事業の拡充に取り組む場合は、既存事業の見直しや新規補助金の獲得等により自ら必要な代替財源の捻出に努めること（代替財源の捻出）。
- ◇ 市税及び税外収入の収納率の向上を図るほか、未利用財産の処分や広告の導入拡大、さらには、市民サービスと負担の適正化という観点から、使用料の見直しを行うなど、自主財源の確保について積極的に取り組む（自主財源の確保）。
- ◇ 市債発行額の増加は、後年度負担の増につながり、財政構造の硬直化を招く要因となることから、全会計において可能な限り市債発行の抑制に努める。  
なお、やむを得ず、市債を発行する場合には、交付税措置のある有利な市債を活用する（市債発行の抑制）。

### 3 予算要求基準

#### (1) 予算要求の考え方

##### ① 通年予算の編成

予算の編成は、年度間の見通しに立った通年予算とする。したがって、予算編成後の制度改正や災害への対応等の緊急性のあるもののほか、年度途中での国・県補助の確定・内定、事業計画の変更等の真にやむを得ないものを除き、原則として補正措置は行わないこととする。

このような考え方に立ち、適切な進行管理と予算の着実な執行を踏まえ、要求すること。

##### ② 経費の区分

予算要求における経費は、大きく次の4つに区分することとする。

###### ア 義務的経費

人件費、扶助費、公債費とする（実施計画事業を除く）。

###### イ 一般行政経費

###### a 経常的経費

経常的な事務事業の執行に要する経費や施設管理に要する経費等とする。

###### b 臨時的経費

新・市総合計画実施計画に位置付けのない投資的事業及び指定事業に要する経費とする。

###### ウ 政策的経費

新・市総合計画実施計画事業（復興事業、まちづくり事業）に係る経費とする。

#### (2) 一般会計に関する要求基準

各経費区分の要求基準は、次のとおりとする。

##### ① 義務的経費

所要額とする。

人件費については、新・市総合計画後期基本計画に掲げる定員目標に基づき職員数の適正化を図ること。扶助費については、過去の実績を踏まえるとともに、制度改正等、今後の見通しを十分に検討し反映させ、過大な見積りとならないように、適正に見積もること。

##### ② 経常的経費

部等ごとの枠配分方式とする。なお、枠配分額は、部等ごとの平成25年度当初予算に計上した一般財源枠に、消費税（「地方消費税」も含む。）率の引上げによる影響額を加算した額とする。

ただし、電気料金の値上げによる影響額については、枠配分額に上乗せした要求を認めることとする。

### ③ 臨時的経費

所要額とする。

要求にあたっては、事業の必要性や緊急性、投資効果等を踏まえ、部等ごとに事業実施の優先順位について十分検討を行うこと。

また、経費の節減・合理化を図り、事業費の縮減に努めること。

### ④ 政策的経費

#### ア 復興事業

所要額とする（実施計画における一般財源額を上限とする）。

#### イ まちづくり事業

枠配分とする（実施計画における一般財源額を上限とする）。

#### ウ その他

a 実施計画の提出時に見込んでいなかった財源（基金利子、県設置の基金、市債等）を充当することにより削減される一般財源額については、原則として当該額を留保して要求すること。

b 新規事業については、部等ごとに事業実施の優先順位について十分検討を行うこと。

c 復興事業とまちづくり事業間における事業費の組み替えは認めないので、留意すること。

## (3) 特別会計及び企業会計に関する要求基準

### ① 特別会計

所要額とするが、一般会計との負担区分の適正化を考慮しながら、一般会計に準じて要求すること。また、自主財源の確保に努めるとともに、経費全般にわたる節減・合理化を図る。さらに、繰出基準を遵守し、安易に一般会計からの繰入金に依存することのないようにすること。

### ② 企業会計

企業会計原則に立脚し、設置目的や趣旨を十分踏まえ、独立採算を基本に収入の確保と経費節減に努めるとともに、企業経営の視点に立った会計管理を適切に行うこと。さらには、平成26年度までに適用される地方公営企業会計制度に係る新会計基準への対応に万全を期すとともに、経営健全化に向けた各種方策を講ずること。

#### (4) その他の留意事項

- ① 各部等に示した来年度の予算枠については、現時点における最大限の歳入を見込んだうえで各部等に配分するものであり、配分した枠を超える要求は認められないので、必ず枠内での要求とすること。
- ② 要求内容が他の部等に関連する事業については、予算要求前に必ず十分な連絡調整を図り、整合性を欠くことのないよう留意すること。
- ③ 予算編成作業を円滑に進めるため、提出期限については厳守すること。
- ④ この方針に定めるもののほか、詳細な基準については、「平成26年度当初予算編成事務要領」で示すこととする。